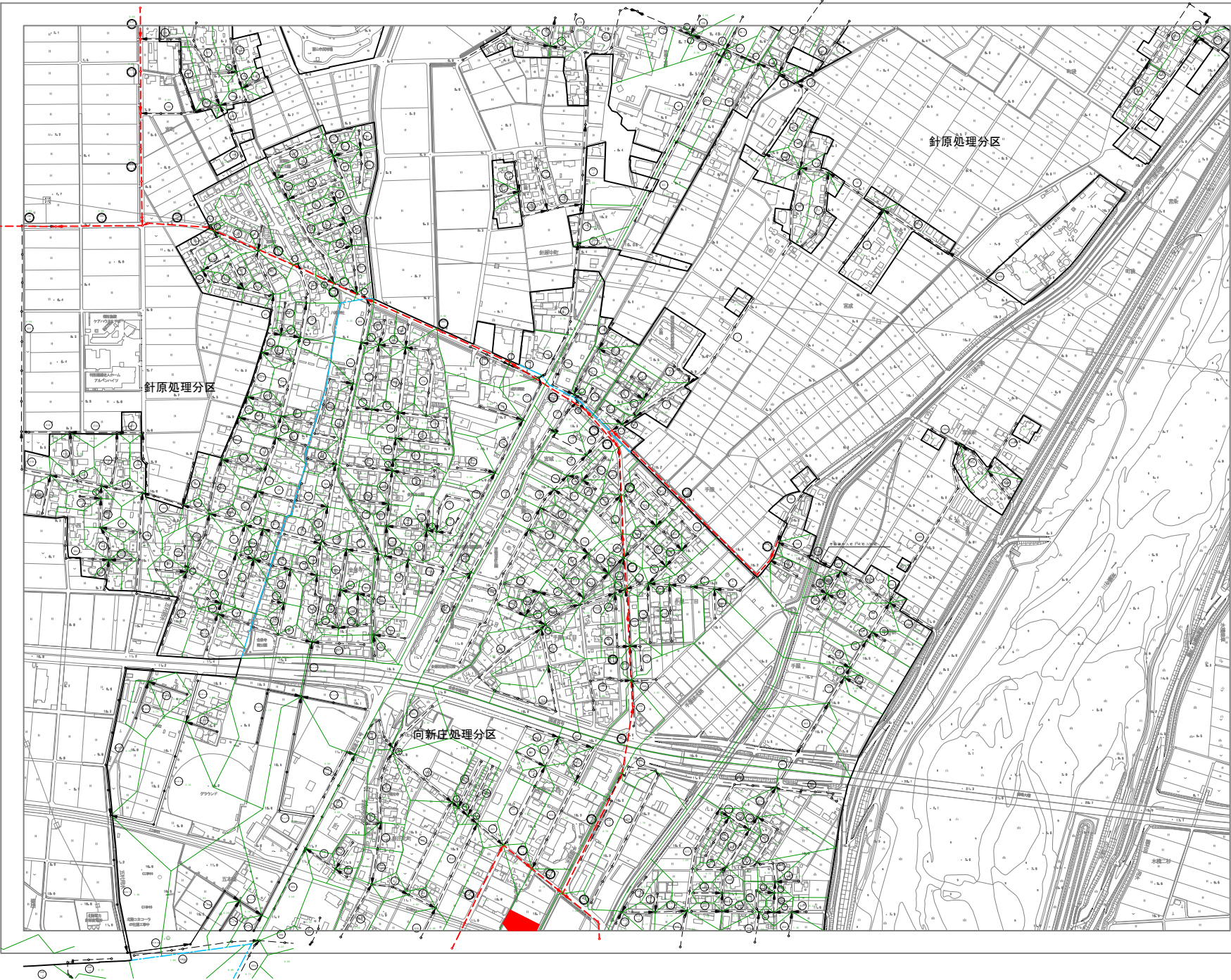


富山市都市計画図



07HE 32-01	07HE 32-02	07HE 32-03	07HE 32-04	07HE 32-05
07HE 32-06	07HE 32-07	07HE 32-08	07HE 32-09	07HE 32-10
07HE 32-11	07HE 32-12	07HE 32-13	07HE 32-14	07HE 32-15
07HE 32-16	07HE 32-17	07HE 32-18	07HE 32-19	07HE 32-20

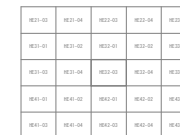


記号	
道路	河川
公園	緑地
建築物	その他
...	...

07HE 32-01	07HE 32-02	07HE 32-03	07HE 32-04	07HE 32-05
07HE 32-06	07HE 32-07	07HE 32-08	07HE 32-09	07HE 32-10
07HE 32-11	07HE 32-12	07HE 32-13	07HE 32-14	07HE 32-15
07HE 32-16	07HE 32-17	07HE 32-18	07HE 32-19	07HE 32-20



富山市都市計画図は、平成25年度版を基に、平成26年度版の作成に当たり、関係機関との協議を経て、一部改正が行われました。改正内容は、主に、道路、河川、緑地、建築物、その他、の5つの分野にわたります。改正の内容は、主に、道路、河川、緑地、建築物、その他、の5つの分野にわたります。改正の内容は、主に、道路、河川、緑地、建築物、その他、の5つの分野にわたります。

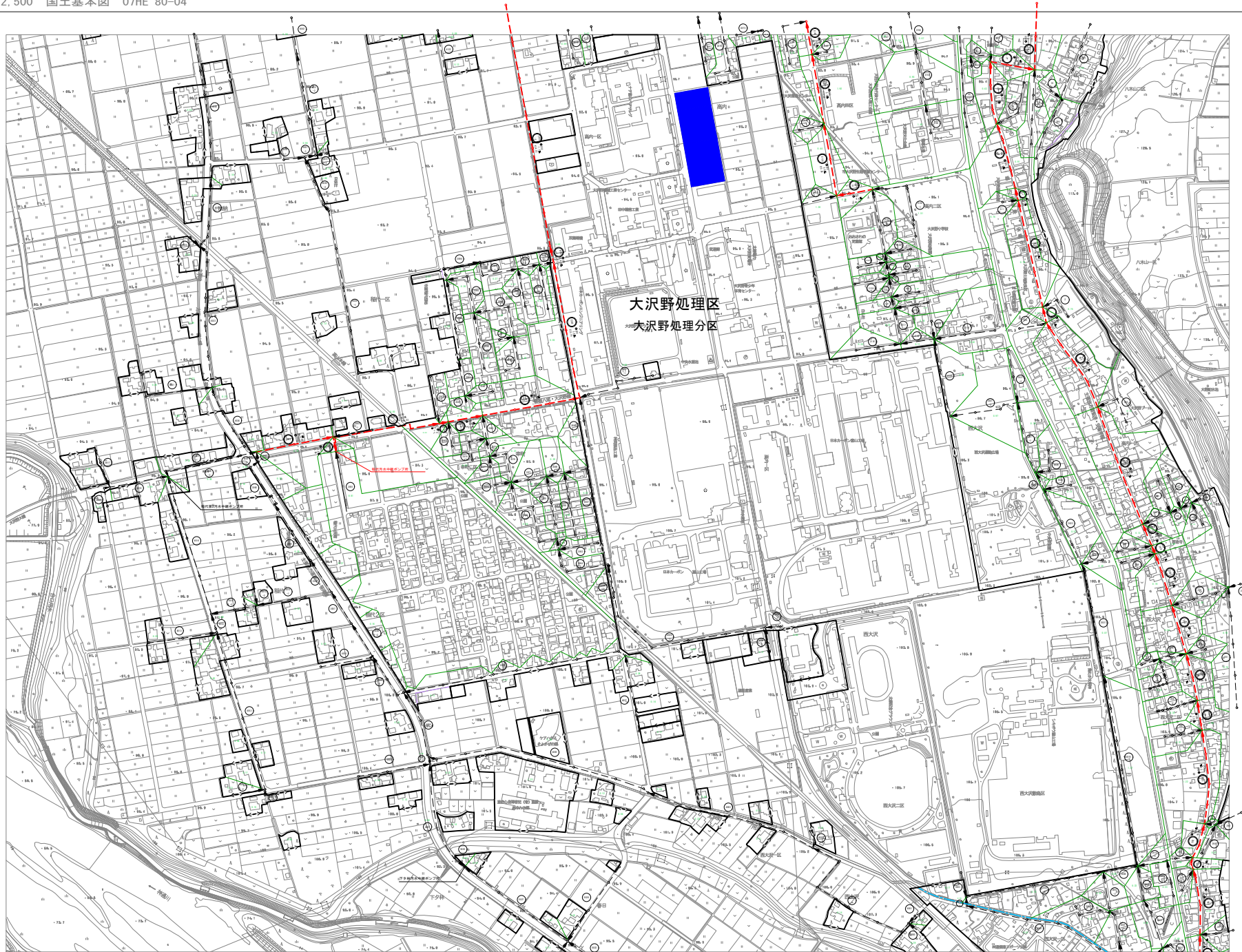
[illegible]

国庫係は昭和43年建設省告示第3359号の規定による差引国庫係
 投影は機メルトアル関法
 図群に表示してある座標値はプロメートル座
 方値は0.5メートル変換
 図群に表示してある座標値は10秒秒差
 高その基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル

②

⑤

富山市都市計画図



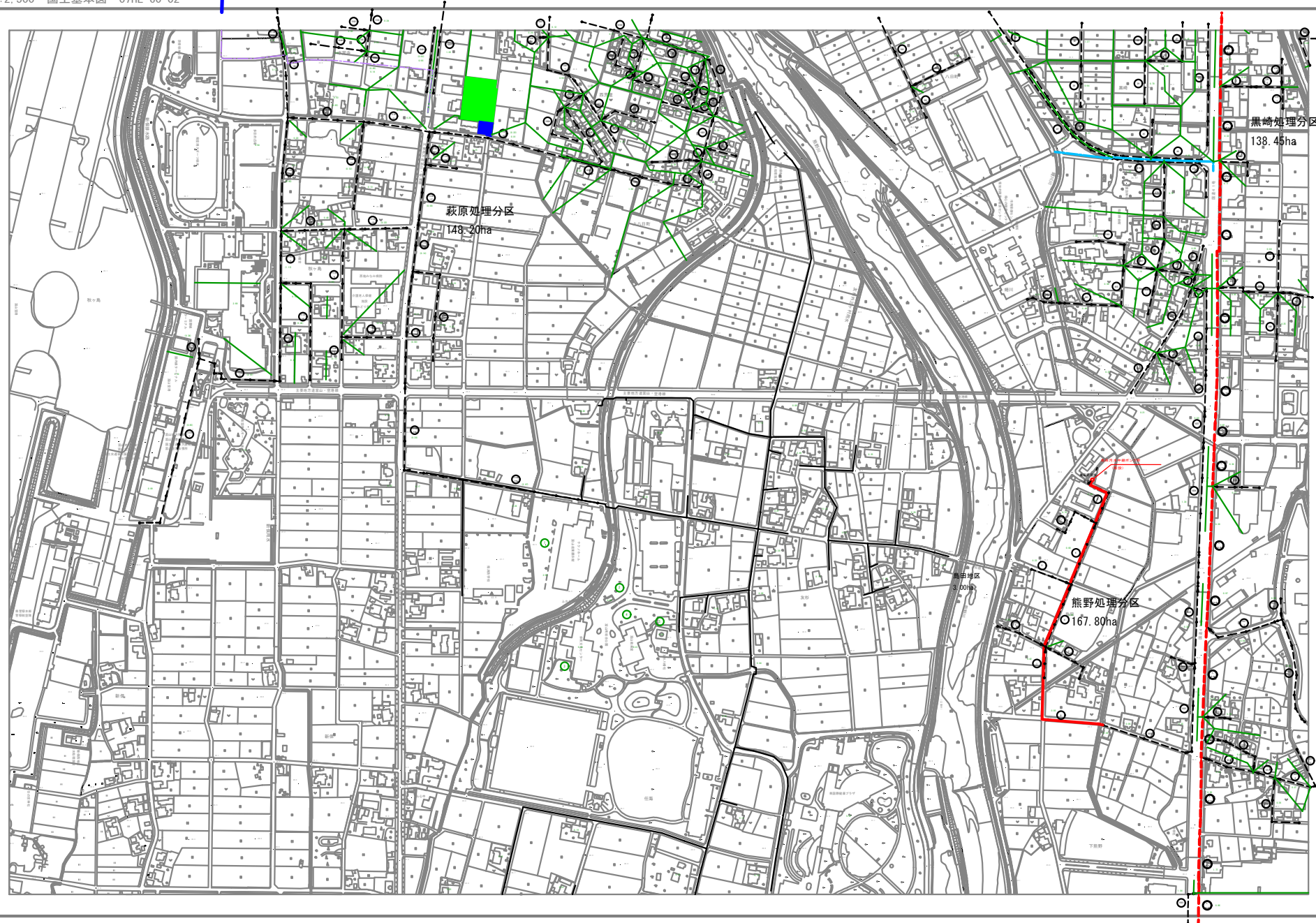
8070-04	8070-03	8070-02	8070-01	8070-00
8060-04	8060-03	8060-02	8060-01	8060-00
8050-04	8050-03	8050-02	8050-01	8050-00
8040-04	8040-03	8040-02	8040-01	8040-00
8030-04	8030-03	8030-02	8030-01	8030-00



記号	
1. 境界線	2. 境界線
3. 境界線	4. 境界線
5. 境界線	6. 境界線
7. 境界線	8. 境界線
9. 境界線	10. 境界線
11. 境界線	12. 境界線
13. 境界線	14. 境界線
15. 境界線	16. 境界線
17. 境界線	18. 境界線
19. 境界線	20. 境界線
21. 境界線	22. 境界線
23. 境界線	24. 境界線
25. 境界線	26. 境界線
27. 境界線	28. 境界線
29. 境界線	30. 境界線
31. 境界線	32. 境界線
33. 境界線	34. 境界線
35. 境界線	36. 境界線
37. 境界線	38. 境界線
39. 境界線	40. 境界線
41. 境界線	42. 境界線
43. 境界線	44. 境界線
45. 境界線	46. 境界線
47. 境界線	48. 境界線
49. 境界線	50. 境界線
51. 境界線	52. 境界線
53. 境界線	54. 境界線
55. 境界線	56. 境界線
57. 境界線	58. 境界線
59. 境界線	60. 境界線
61. 境界線	62. 境界線
63. 境界線	64. 境界線
65. 境界線	66. 境界線
67. 境界線	68. 境界線
69. 境界線	70. 境界線
71. 境界線	72. 境界線
73. 境界線	74. 境界線
75. 境界線	76. 境界線
77. 境界線	78. 境界線
79. 境界線	80. 境界線
81. 境界線	82. 境界線
83. 境界線	84. 境界線
85. 境界線	86. 境界線
87. 境界線	88. 境界線
89. 境界線	90. 境界線
91. 境界線	92. 境界線
93. 境界線	94. 境界線
95. 境界線	96. 境界線
97. 境界線	98. 境界線
99. 境界線	100. 境界線

笹津処理分区

富山市都市計画図



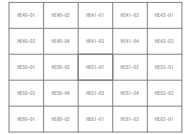
0000-01	0000-02	0000-03	0000-04	0000-05
0000-06	0000-07	0000-08	0000-09	0000-10
0000-11	0000-12	0000-13	0000-14	0000-15
0000-16	0000-17	0000-18	0000-19	0000-20
0000-21	0000-22	0000-23	0000-24	0000-25



記号		説明	
1	市界	2	町界
3	大字界	4	大字界
5	大字界	6	大字界
7	大字界	8	大字界
9	大字界	10	大字界
11	大字界	12	大字界
13	大字界	14	大字界
15	大字界	16	大字界
17	大字界	18	大字界
19	大字界	20	大字界
21	大字界	22	大字界
23	大字界	24	大字界
25	大字界	26	大字界
27	大字界	28	大字界
29	大字界	30	大字界
31	大字界	32	大字界
33	大字界	34	大字界
35	大字界	36	大字界
37	大字界	38	大字界
39	大字界	40	大字界
41	大字界	42	大字界
43	大字界	44	大字界
45	大字界	46	大字界
47	大字界	48	大字界
49	大字界	50	大字界
51	大字界	52	大字界
53	大字界	54	大字界
55	大字界	56	大字界
57	大字界	58	大字界
59	大字界	60	大字界
61	大字界	62	大字界
63	大字界	64	大字界
65	大字界	66	大字界
67	大字界	68	大字界
69	大字界	70	大字界
71	大字界	72	大字界
73	大字界	74	大字界
75	大字界	76	大字界
77	大字界	78	大字界
79	大字界	80	大字界
81	大字界	82	大字界
83	大字界	84	大字界
85	大字界	86	大字界
87	大字界	88	大字界
89	大字界	90	大字界
91	大字界	92	大字界
93	大字界	94	大字界
95	大字界	96	大字界
97	大字界	98	大字界
99	大字界	100	大字界

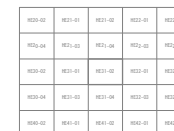
昭和54年4月現在
 1:2,500 国土基本図
 07HE 60-02
 富山市都市計画図
 1:2,500 国土基本図
 07HE 60-02
 富山市都市計画図

1:2, 500 国土地基本図 川第一处理分区 HE 51-01

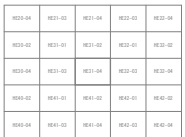
[illegible]

空欄系は昭和43年建設省告示第3038号の規定による簡易空欄系
 投影は複メルカトル図法
 図郭に表示してある空欄線はキロメートル単位
 万単位は0.5キロメートル単位
 図郭に表欠してある路線距離は10秒単位
 高さの基準は東京湾の平均海抜
 等高線の間隔は2メートル

1:2,500 国土基本図 07HE 31-02

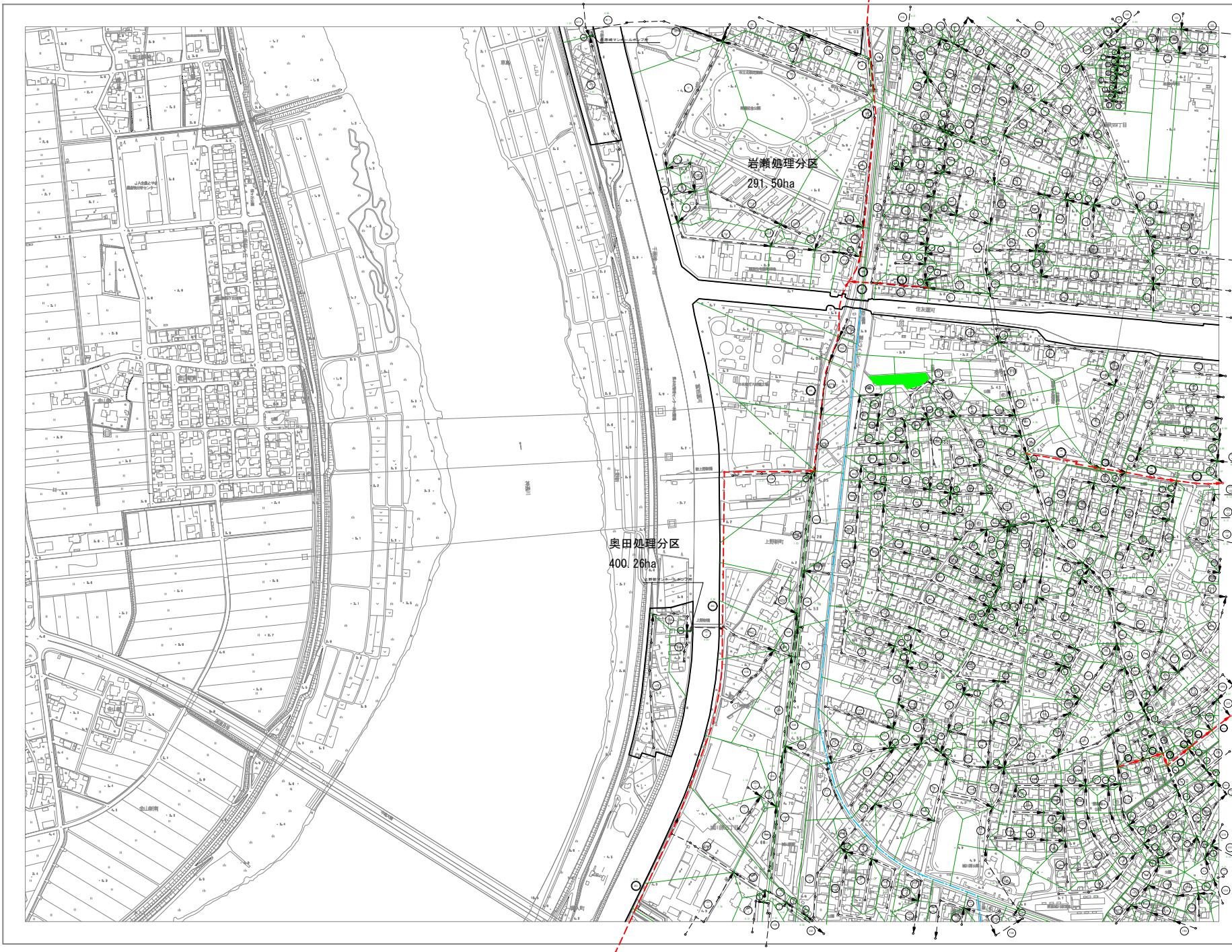
[illegible]

原稿提出は昭和43年建設省告示第3059号の規定による質量鑑別表
 図解は横メルカトル図法
 図解に表示してある坐標値は平均メートル座
 方版は0.5キロメートル間隔
 図解に表示してある経緯度値は10秒単位
 図解の左下は東京時間の平均時区
 等高線の標高はメートル

[illegible]

立派系は昭和43年建設省告示第709号の規定による新距離標示
 表示は横メルカトル図法
 図例に表示してある座標値はキロメートル単位
 方角は0.5キロメートル間隔
 図例に表示してある経緯度凡値は10秒率で
 資料の基準は東京湾の平均海図
 等高線の間隔はメートル

富山市都市計画図



第12-01	第12-02	第12-03	第12-04	第12-05
第12-06	第12-07	第12-08	第12-09	第12-10
第12-11	第12-12	第12-13	第12-14	第12-15
第12-16	第12-17	第12-18	第12-19	第12-20
第12-21	第12-22	第12-23	第12-24	第12-25



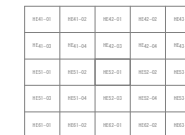
記号

道路	河川	公園	緑地
鉄道	水路	運動場	墓地
港湾	橋	神社	寺
学校	病院	公民館	図書館
消防署	警察署	役所	庁舎
駅	バス停	タクシー乗り場	自転車置き場
ゴミ収集所	清掃工場	下水処理場	浄水場
発電所	変電所	変圧器	電線杆
ガス配管	水道配管	下水道配管	電線配管
緑地	公園	運動場	墓地
神社	寺	公民館	図書館
消防署	警察署	役所	庁舎
駅	バス停	タクシー乗り場	自転車置き場
ゴミ収集所	清掃工場	下水処理場	浄水場
発電所	変電所	変圧器	電線杆
ガス配管	水道配管	下水道配管	電線配管

豊田処理分区
582.64ha



本図は、富山市都市計画部が平成28年3月31日現在の状況に基づき作成されたものである。図中に示す内容は、都市計画部が所管する範囲のものを示す。また、図中に示す内容は、都市計画部が所管する範囲のものを示す。また、図中に示す内容は、都市計画部が所管する範囲のものを示す。

[illegible]

座標系は昭和43年建設省告示第3059号の規定
 による簡便座標系
 投影は横メルカトル国法
 図郭に表示してある座標値はキロメートル法
 方眼は0.5キロメートル変換
 図郭に表示してある経緯度単位は10秒単位
 表の基準は東京湾の平均海面